

様式第二号の十三(第八条の十七の二関係)

(第1面)

特別管理産業廃棄物処理計画書

令和4年 6月 20日

静岡県知事  
川勝 平太 殿

提出者

住 所 〒437-1213  
静岡県磐田市塩新田字荒浜582  
氏 名 川研ファインケミカル株式会社  
静岡工場 工場長 荒川 達也  
(法人にあっては、名称及び代表者の氏名)

電話番号 0538-58-1001

廃棄物の処理及び清掃に関する法律第12条の2第10項の規定に基づき、特別管理産業廃棄物の減量その他その処理に関する計画を作成したので、提出します。

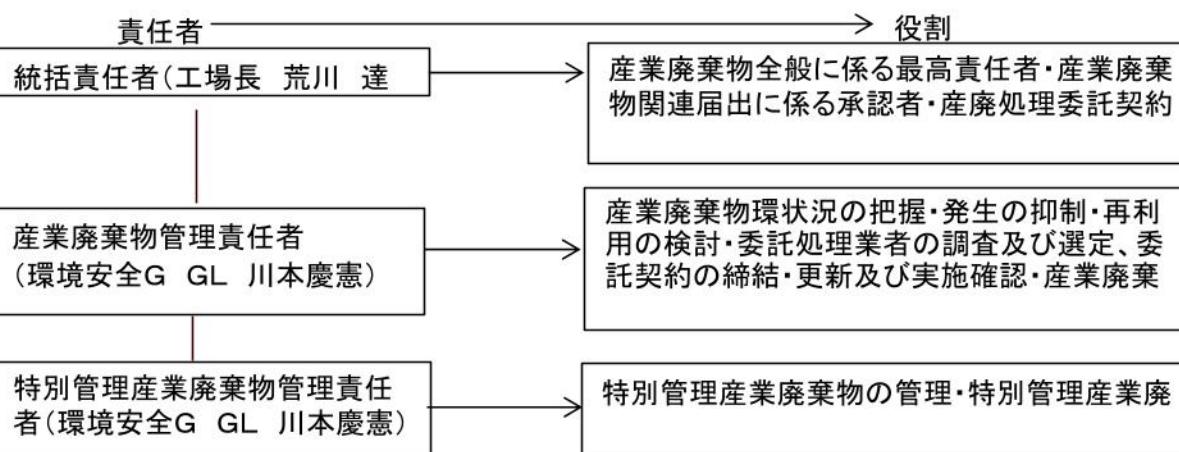
事業場の名称	川研ファインケミカル株式会社 静岡工場
事業場の所在地	静岡県磐田市塩新田字荒浜582
計画期間	令和3年4月1日～令和4年3月31日

当該事業場において現に行っている事業に関する事項

①事業の種類	有機化学工業製品[1639]及び金属触媒の製造
②事業の規模	製品製造量：689.7トン
③従業員数	177名（正社員153名 それ以外の他職員24名）
④特別管理産業廃棄物の一連の処理の工程	別紙添付

## 特別管理産業廃棄物の処理に係る管理体制に関する事項

(管理体制図)



## 特別管理産業廃棄物の排出の抑制に関する事項

①現状	【前年度（令和3年度）実績】 ⇒別紙のとおり		
	特別管理産業廃棄物の種類		
	排 出 量	t	t
(これまでに実施した取組)			
②計画	【目標】 ⇒別紙のとおり		
	特別管理産業廃棄物の種類		
	排 出 量	t	t
(今後実施する予定の取組)			

## 特別管理産業廃棄物の分別に関する事項

①現状	(分別している特別管理産業廃棄物の種類及び分別に関する取組) 種類：引火性廃油（タンク・ドラム）、腐食性廃酸（タンク）、腐食性廃アルカリ（タンク）、特定有害廃アルカリ（ドラム）、特定有害廃酸（ドラム）、特定有害廃油（ドラム）、特定有害汚泥（試薬類）取組：特になし
	(今後分別する予定の特別管理産業廃棄物の種類及び分別に関する取組) 特に無し

## (第3面)

## 自ら行う特別管理産業廃棄物の再生利用に関する事項

		【前年度（令和3年度）実績】		
		特別管理産業廃棄物の種類	引火性廃油	
		自ら再生利用を行った特別管理産業廃棄物の量	未集計 t	t
①現状		(これまでに実施した取組) 回収利用できる溶剤類は積極的に製造工程で回収するフローを確立している（数量把握なし）		
		【目標】		
		特別管理産業廃棄物の種類	引火性廃油	
		自ら再生利用を行う特別管理産業廃棄物の量	未確定 t	t
②計画		(今後実施する予定の取組) 新規製品で回収利用できる溶剤類があれば積極的に製造工程で回収利用する		

## 自ら行う特別管理産業廃棄物の中間処理に関する事項

		【前年度（令和3年度）実績】		
		特別管理産業廃棄物の種類	引火性廃油	
		自ら熱回収を行った特別管理産業廃棄物の量	24 t	t
		自ら中間処理により減量した特別管理産業廃棄物の量	2 t	t
①現状		(これまでに実施した取組) 使用済み貴金属触媒の焼成炉用熱源として利用 廃メタノールを排水処理用栄養剤として利用		
		【目標】		
		特別管理産業廃棄物の種類	引火性廃油	
		自ら熱回収を行う特別管理産業廃棄物の量	30 t	t
		自ら中間処理により減量する特別管理産業廃棄物の量	3 t	t
②計画		(今後実施する予定の取組)		

## (第4面)

## 自ら行う特別管理産業廃棄物の埋立処分に関する事項

①現状	【前年度（令和3年度）実績】 ⇒無し		
	特別管理産業廃棄物の種類		
	自ら埋立処分を行つた 特別管理産業廃棄物の量	t	t
(これまでに実施した取組)			
②計画	【目標】 ⇒計画無し		
	特別管理産業廃棄物の種類		
	自ら埋立処分を行ふ 特別管理産業廃棄物の量	t	t
(今後実施する予定の取組)			

## 特別管理産業廃棄物の処理の委託に関する事項

①現状	【前年度（令和3年度）実績】 ⇒別紙のとおり		
	特別管理産業廃棄物の種類		
	全処理委託量	t	t
	優良認定処理業者への 処理委託量	t	t
	再生利用業者への 処理委託量	t	t
	認定熱回収業者への 処理委託量	t	t
	認定熱回収業者以外の 熱回収を行う業者への 処理委託量	t	t
(これまでに実施した取組)			

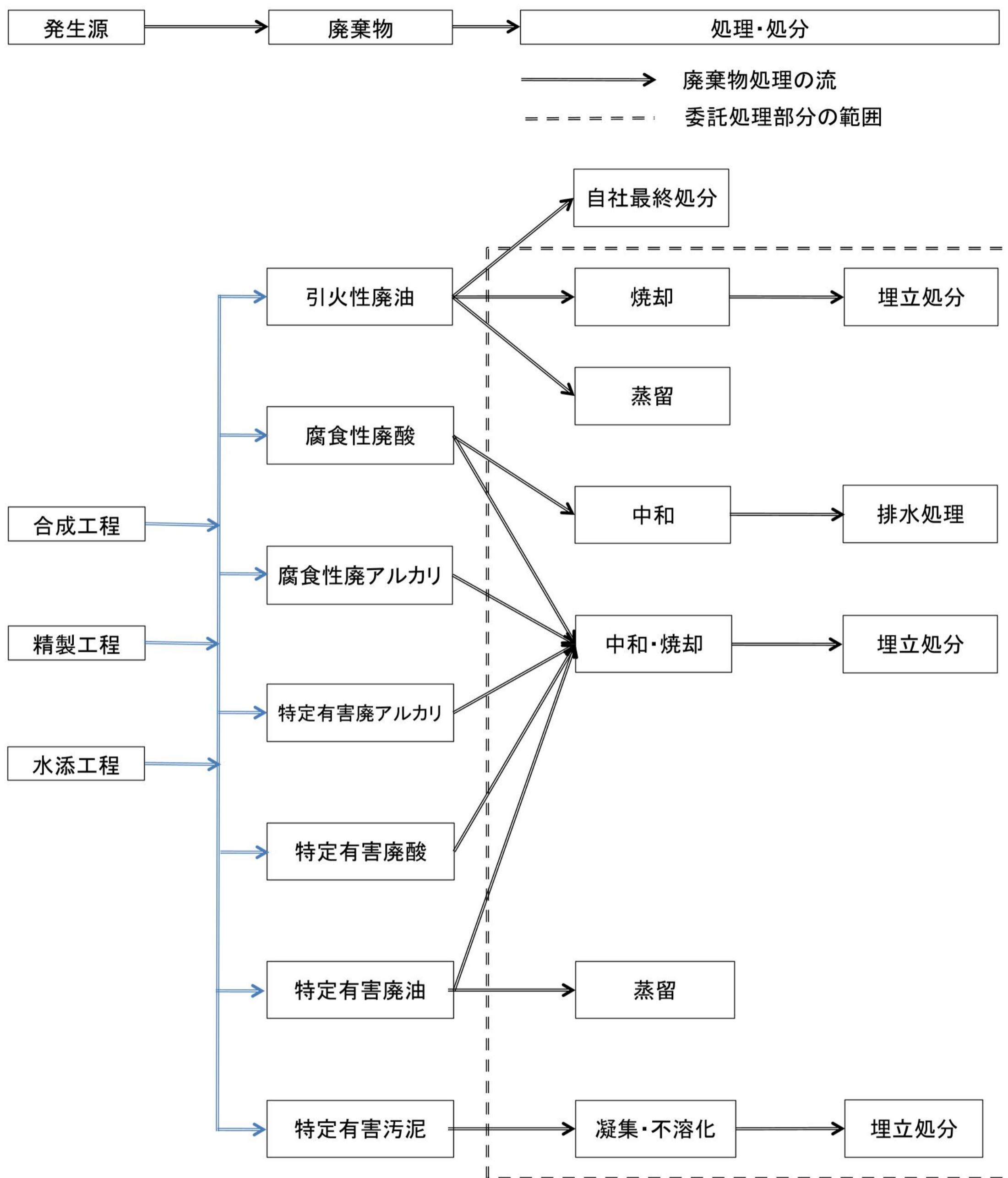
## (第5面)

	【目標】 ⇒別紙のとおり		
	特別管理産業廃棄物の種類		
	全 处 理 委 託 量	t	t
	優良認定処理業者への 処 理 委 託 量	t	t
	再生利用業者への 処 理 委 託 量	t	t
	認定熱回収業者への 処 理 委 託 量	t	t
	認定熱回収業者以外の 熱回収を行う業者への 処 理 委 託 量	t	t
②計画	(今後実施する予定の取組)		
【前年度（令和 3 年度）実績】 ⇒無し			
電子情報処理組織の使用 に関する事項	特 別 管 理 产 業 廃 棄 物 排 出 量		t
	(ポリ塩化ビフェニル廃棄物を除く。)		
(今後実施する予定の取組等)			
※事務処理欄			

## 備考

- 1 前年度の特別管理産業廃棄物の発生量が50トン以上の事業場ごとに1枚作成すること。
- 2 当該年度の6月30日までに提出すること。
- 3 「当該事業場において現に行っている事業に関する事項」の欄は、以下に従って記入すること。  
 (1)①欄には、日本標準産業分類の区分を記入すること。  
 (2)②欄には、製造業の場合における製造品出荷額（前年度実績）、建設業の場合における元請完成工事高（前年度実績）、医療機関の場合における病床数（前年度末時点）等の業種に応じ事業規模が分かるような前年度の実績を記入すること。  
 (3)④欄には、当該事業場において生ずる特別管理産業廃棄物についての発生から最終処分が終了するまでの一連の処理の工程（当該処理を委託する場合は、委託の内容を含む。）を記入すること。
- 4 「自ら行う特別管理産業廃棄物の中間処理に関する事項」の欄には、特別管理産業廃棄物の種類ごとに、自ら中間処理を行うに際して熱回収を行った場合における熱回収を行った特別管理産業廃棄物の量と、自ら中間処理を行うことによって減量した量について、前年度の実績、目標及び取組を記入すること。
- 5 「自ら行う特別管理産業廃棄物の埋立処分に関する事項」の欄には、特別管理産業廃棄物の種類ごとに、埋立処分した量を記入すること。なお、中間処理を行うことにより特別管理産業廃棄物に該当しなくなった産業廃棄物を海洋投入処分するときは、その量も含めて記入すること。
- 6 「特別管理産業廃棄物の処理の委託に関する事項」の欄には、特別管理産業廃棄物の種類ごとに、全処理委託量を記入するほか、その内数として、優良認定処理業者（廃棄物の処理及び清掃に関する法律施行令（以下「令」という。）第6条の14第2号に該当する者）への処理委託量、処理業者への再生利用委託量、認定熱回収施設設置者（廃棄物の処理及び清掃に関する法律第15条の3の3第1項の認定を受けた者）である処理業者への焼却処理委託量及び認定熱回収施設設置者以外の熱回収を行っている処理業者への焼却処理委託量について、前年度実績、目標及び取組を記入すること。
- 7 「電子情報処理組織の使用に関する事項」の欄には、前年度の特別管理産業廃棄物の全発生量（ポリ塩化ビフェニル廃棄物（令第2条の4第5号イからハまでに掲げるものをいう。）を除く。）を記入すること。その量が50トン以上の者にあっては、今後の電子情報処理組織の使用に関する取組等（情報処理センターへの登録が困難な場合として廃棄物の処理及び清掃に関する法律施行規則第8条の31の4に該当するときは、その旨及び理由を含む。）について記入すること。
- 8 それぞれの欄に記入すべき事項の全てを記入することができないときは、当該欄に「別紙のとおり」と記入し、当該欄に記入すべき内容を記入した別紙を添付すること。また、特別管理産業廃棄物の種類が3以上あるときは、前年度実績及び目標の欄に「別紙のとおり」と記入し、当該欄に記入すべき内容を記入した別紙を添付すること。また、それぞれの欄に記入すべき事項がないときは、「—」を記入すること。
- 9 ※欄は記入しないこと。

別紙:④特別管理産業廃棄物の一連の処理の工程



## 別紙：特別管理産業廃棄物の排出の抑制に関する事項

### 【前年度（令和3年度）実績】

#### ①現状

産業廃棄物の種類	排出量	抑制量	これまでに実施した取組
引火性廃油	152t	26.0t	使用済み貴金属触媒の焼成炉用熱源として利用(熱回収) 廃メタノールを排水処理用栄養剤として利用(中間処理)
腐食性廃酸	167t	0t	
腐食性廃アルカリ	323t	0t	
特定有害廃油	2t	0t	
特定有害廃酸	20t	0t	

受託生産に伴い廃棄物が発生しています。原料包材など指定されたものが多く自社でコントロールが出来にくい状況です。

### 【令和4年度目標】

#### ②計画

産業廃棄物の種類	抑制量	今後実施する予定の取組
引火性廃油	30t	使用済み貴金属触媒の焼成炉用熱源として利用(熱回収) 廃メタノールを排水処理用栄養剤として利用(中間処理)継続
腐食性廃酸	0t	
腐食性廃アルカリ	0t	
特定有害廃油	0t	

別紙：産業廃棄物処理の委託に関する事項

【前年度（令和3年度）実績】

①現状

産業廃棄物の種類	全処理委託量	優良認定処理業者への処理委託量	再生利用業者への処理委託量	認定熱回収業者への処理委託量	認定熱回収業者以外の熱回収を行う業者への処理委託量
引火性廃油	126t	126t	0t	125t	0t
腐食性廃酸	167t	167t	0t	8t	0t
腐食性廃アルカリ	323t	323t	0t	323t	0t
特定有害廃油	2t	2t	0t	2t	0t
特定有害廃酸	20t	20t	0t	0t	0t
廃石綿等(飛散性)	0t	0t	0t	0t	0t
廃水銀	0t	0t	0t	0t	0t
総計	638t	638t	0t	458t	0t

(これまでに実施した取組)  
弊社廃液のほとんどを排出している中間処理業者が認定熱回収業者であるため優先的に中間処理委託を行った。

【令和4年度目標】

②計画

産業廃棄物の種類	全処理委託量	優良認定処理業者への処理委託量	再生利用業者への処理委託量	認定熱回収業者への処理委託量	認定熱回収業者以外の熱回収を行う業者への処理委託量
引火性廃油	140t	140t	0t	140t	0t
腐食性廃酸	250t	250t	0t	10t	0t
腐食性廃アルカリ	320t	320t	0t	320t	0t
特定有害廃油	25t	25t	0t	25t	0t
特定有害廃酸	20t	20t	0t	0t	0t
廃石綿等(飛散性)	0t	0t	0t	0t	0t
廃水銀	0t	0t	0t	0t	0t
総計	755t	755t	0t	495t	0t

(今後実施する予定の取組)  
前年度同様の対応を踏襲する